**新型コロナウイルス感染症の影響による収入減に伴う医学科生(１年～６年)に対する生活支援金の給付について**

医学科では昨年度に引き続き、今年度２回目(１回目　令和３年８月実施済)となる新型コロナウイルス感染症の影響により保護者からの仕送りやアルバイト収入等の減少により、経済的に学生生活を維持することが困難な医学科生に対して返済を要しない生活支援金を給付します。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響で生活が困窮している医学生を救済したいとする篤志家からのご寄付による医学科独自の給付事業であり、長崎大学や日本学生支援機構の給付事業への申請者も対象となります。

**支援の対象者**

新型コロナウイルスの影響により、保護者からの仕送りやアルバイト収入等が減額となり、収入減した月と減額前２ケ月の平均収入を比較して、収入が減少していると認められること、かつ、生活費の状況から生活が困窮していると認められる医学科生。

なお、アルバイト歴がないまま４月に入学し、アルバイト等を予定していたが、得られるはずであった収入が得られなかった１年生も申請可能です。（そのような状況については、申請理由欄に「詳細」を明記してください。）

**支給額**

困窮度に応じて1人当たり5万円、10万円、20万円支給

**申請方法**

以下の申請書をダウンロード後記入し、メール添付で提出すること。また、振込先確認のため、必ず「通帳の見開き１ページ目のコピー」も添付すること。

**【提出書類】**

①**生活支援金申請書（医学科）**※エクセル形式のままお送りください。また、記入漏れ等不備があった場合は、受付できませんので、必ず、確認をした上で提出をお願いいたします。

②**通帳の見開き１ページ目コピー**(生活支援金申請書の振込希望口座の記載内容が確認できる部分)

**申請期限**

令和3年11月26日（金）17：00メール必着(締切を過ぎての応募は一切受け付けられません。)

**証拠書類の保管**

申請に必要な証拠書類は必ず保管しておき、本学科の求めに応じて提出すること。

（申請時は提出不要です。）

【証拠書類】

給与明細やアルバイト先からの振込、日付、金額がわかる通帳のコピー等

※給与が手渡しなどの場合は「日給等により源泉徴収票を交付されない方の給与証明書」によりアルバイト先で証明を受けてください。

**生活支援金の返還**

収入の証拠書類を提出できない場合や、申請書類に虚偽の記載があった場合、あるいは学生の本分に反する行為があり懲戒処分等を受けた場合は、支援金返還を求められることがあります。また、申請書類に虚偽の記載があった場合、内容によっては、懲戒処分の対象となることがあります。

**生活支援金の入金**

12月中に入金を予定しています。

**提出先**

※下記メールアドレスに、添付の上、提出してください。

提出先：hayamasa[@nagasaki-u.ac.jp](mailto:gakumukakari_med@ml.nagasaki-u.ac.jp)

メール件名：生活支援金申請【学生番号・学年・氏名】と記載

メール本文 :添付書類について、記載漏れや虚偽の内容がないことを十分に確認した上で、提出いたします。

**問合せ先**

長崎大学生命医科学域・研究所　事務部　学務課　林田

℡　095-819-7929

mail　hayamasa@nagasaki-u.ac.jp

**※「生活支援金申請書」をメールにて提出後は、書類不備や証拠書類の提出等、メールで連絡をしますので、必ず毎日メールチェックをお願いいたします。返信がない場合は、辞退したものとして取り扱われる場合があります。**